

平成26年度監査結果報告について

社会福祉法人高岡の里福祉会

監事 上野 侃



監事 後藤 等



社会福祉法第40条並びに社会福祉法人高岡の里福祉会定款第11条に基づき、下記のとおり監査結果を報告します。

記

- 1 日 時 平成27年5月18日(月) 午後3時～
- 2 場 所 もちの木園 会議室
- 4 説明を求めた者
理事長 水谷正美
施設長 杉岡進
副施設長 尾田弘之
- 5 監査事項
平成26年度事業報告について
平成26年度会計決算について
- 6 監査結果報告書 別紙のとおり

平成26年度監査結果報告書

監査事項	指 摘 事 項 等
1 定款・規則等 関係	指摘事項無し
2 理事・評議員 関係	指摘事項無し
3 人事関係	職員の人員配置は、適正に行われているが、職員の確保が難しい状況になってきている社会状況である。人件費予算で苦しいこともあるが、良い人材の確保を図り、少しは余裕のある人員配置をする必要もあるのではないか。
4 資産関係	適正な資産管理が行われている。 27年度、もちの木園施設の老朽化に伴うトイレ改修工事を実施することになっているが、利用者の利便性に配慮し、高齢化に即した改修工事を行うことが望まれる。
5 会計関係	適正な会計処理を行っている。 収入面において厳しい状況にあるが、支出面で節約に努めまた無駄な支出が無いよう努めるとともに、施設整備等で器具及び備品取得支出については、車両、その他買換えの必要なものについて、計画的に行うこと。
6 経営・運営関係	適正な経営、運営である。 もちの木園においては、50名の定員を満たしているが、サポートセンターについては、20名の定員に対して19名であり、1名減となっている。定員を満たすとともに、出席日数、出席率を上げる必要がある。
7 利用者処遇関係	適正に処遇されている。 最近、虐待による死亡事故、県内においても虐待事象が報告されている。このような虐待行為が起らない様、職員に徹底した指導、教育を行うこと。また、高齢化に伴う重大な疾病、負傷等が起らない様に配慮すること。
8 総 評	監査結果において、重大な指摘事項はないが、平成29年度には社会福祉法の改正がおこなわれ、社会福祉法人制度も大きく改正されるであろう。経営また運営において、これらに対応できるようにしておく必要がある。